

『CIA フォーラム』は、CIA 資格保持者の研鑽及び相互交流を目的に活動する、一般社団法人日本内部監査協会の組織上の研究会のひとつである。各 CIA フォーラム研究会は、担当の座長が責任をもって自主的に運営し、研究期間、目標成果を設定し、研究成果を発信している。この研究報告書は、CIA フォーラム研究会No.b4 が、その活動成果として取りまとめたものである。報告書に記載された意見やコメントは、研究会の見解であり協会の見解を代表するものではない。

内部監査報告書

監査対象部署	東北支社(仙台市青葉区)	監査種類	支店・営業所監査(定期監査)								
監査期間	平成24年 9月 3日 ~ 平成24年 9月 14日 まで										
監査対象期間	平成24年4月1日から平成25年3月31日まで	監査基準日	平成25年3月31日								
監査目的	1. 営業拠点における業務の適切性・効率性を評価する。 2. 年度リスクアセスにおいて重要と判定された各種業務におけるリスク低減策の検証と検証結果に基づく改善の促進を図る。										
監査員	《主査》稲垣 剛 《メンバー》香取 吾郎 草薙 慎吾										
監査項目別評価	監査項目	全社共通項目								固有業務	
		内部管理		コンプライアンス		現物管理		情報セキュリティ管理			
	項目別評価(上記評価基準)	B		B		B		D		A	
	リスク度	指摘	提言	指摘	提言	指摘	提言	指摘	提言	指摘	提言
	高	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
中	0	1	0	1	1	0	2	0	0	0	
低	0	1	1	0	0	0	0	1	0	0	
合計	0	2	1	1	1	0	2	1	0	0	
内部管理態勢の評価基準： A 適切かつ有効 B 概ね適切かつ有効 C 適切性、有効性が不十分 D 不適切又は有効に機能せず											

【指摘・提言】

項目	種類	指摘・検討依頼の内容	レベル
内部管理	提言事項	各課の信用調査方法については、旧営業グループ毎になっており課としても部(支社)としても一貫性が無い。標準化・統一を検討のこと	(中)
	提言事項	事務手続書が紙ベースで作成されている事から電子化を検討のこと。	(低)
コンプライアンス	指摘事項	委託先との契約書が未締結の部署があり支社の方針が徹底されていない。	(低)
	提言事項	外為法に関する教育がここ3年未実施。今後実施を検討のこと	(中)
現物管理	指摘事項	外部営業倉庫の实地棚卸について、未実施の委託先がある。 リスクに応じた頻度での実施が必要である。(1回/年推奨)	(中)
情報セキュリティ管理	指摘事項	販売管理システムに対するアクセス権の棚卸が行われていない。	(中)
	指摘事項	上記システムはメンバー共通パスワードの為、定期的に変更されていない	(中)
	提言事項	上記システム更新の際は個人毎のパスワード管理に変更を検討のこと	(低)

【評価】

監査対象部署は、支社長以下要員83名、有力な国内営業拠点の一つである。支社は管理業務を担当する「支社総務部」と各営業ユニットの営業担当で構成される「支社営業部」の2部から成る。平成23年1月の組織改定で支社にあった各事業部の窓口5営業グループが統合され、支社営業部の傘下、3つの課(1課:鉄鋼・機械、2課:エネルギー・電子、3課:食品)に再編成された。

<問題点と改善>

従来各営業ユニット毎実施されてきた担当業務を統合した事により発生した情報システムセキュリティ上の不具合が是正されておらず、また、従来の(取引先の)業界慣行から契約書の整備が不十分であったり、営業倉庫の实地棚卸が長年に亘り未実施のところが特定の営業課の傾向として見られる。委託先に対する管理手続きについて改善を検討されたい。

※本文書の社外への開示には監査部長の承認を要する。

内部監査報告書

監査対象部署	名古屋支社(名古屋市栄区)	監査種類	支店・営業所監査(定期監査)								
監査期間	平成24年 9月 10日 ~ 平成24年 9月 21日 まで										
監査対象期間	平成24年4月1日から平成25年3月31日まで	監査基準日	平成25年3月31日								
監査目的	1. 営業拠点における業務の適切性・効率性を評価する。 2. 年度リスクアセスにおいて重要と判定された各種業務におけるリスク低減策の検証と検証結果に基づく改善の促進を図る。										
監査員	《主査》中居拓哉 《メンバー》木村且行 森 正広										
監査項目別評価	監査項目	全社共通項目								固有業務	
		内部管理		コンプライアンス		現物管理		情報セキュリティ管理			
	項目別評価(上記評価基準)	B		B		A		A		A	
	リスク度	指摘	提言	指摘	提言	指摘	提言	指摘	提言	指摘	提言
	高	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
中	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	
低	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	
合計	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0	
内部管理態勢の評価基準： A 適切かつ有効 B 概ね適切かつ有効 C 適切性、有効性が不十分 D 不適切又は有効に機能せず											

【指摘・提言】

項目	種類	指摘・検討依頼の内容	レベル
内部管理	指摘事項	与信枠超過取引の一部に超過理由が不明確なまま承認された物がある。 超過理由について上席者による明確な検討がされた形跡が見られない。	(中)
	提言事項	業務手順書が紙ベースで作成され、担当者の個人管理となっている。 人材育成の観点から広く開示のため電子化を検討のこと。	(低)
コンプライアンス	指摘事項	独禁法モニタリングの結果が支社内で周知徹底されていない	(低)
	提言事項	外為法に関する教育がここ3年未実施。今後実施を検討のこと	(中)

【評価】

監査対象部署は、支社長以下要員50名、国内営業拠点としては比較的小規模であるが、カバーエリアは東海・信越から中部の広域に亘る重要拠点である。支社は管理業務を担当する「支社総務部」と各営業ユニットの営業担当で構成される「支社営業部」の2部から成る。平成23年1月の組織改定で支社にあった各事業部の窓口5営業グループが統合され、支社営業部の傘下、3つの課(1課:鉄鋼・機械、2課:エネルギー・電子、3課:食品)に再編成された。(中略)

<指摘事項と改善>

少人数ゆえに、業務オペレーションにおけるダブルチェック(与信超過時に理由不明確なものがある)がやり切れて無いとの悩みがあり、同時に多忙なことから人材育成や社内教育(特に法令遵守教育や意識調査結果の共有等)に割く時間が無いと言うのが支社の不安である。

小規模であってもスキルを高度化、業務を効率化することでチェックに必要なマンパワーを確保することが出来るし、そこで生じた時間を次の教育に振り分けることも可能となる。逆に、スキルアップを図る事が出来なければ、業務は非効率のまま、教育に回す時間の余力も得られず何も変わって行かない。意識を変える事が重要。

※本文書の社外への開示には監査部長の承認を要する。

内部監査報告書

監査対象部署	九州支社(福岡市博多区)	監査種類	支店・営業所監査(定期監査)								
監査期間	平成24年 9月 17日 ~ 平成24年 9月 28日 まで										
監査対象期間	平成24年4月1日から平成25年3月31日まで	監査基準日	平成25年3月31日								
監査目的	1. 営業拠点における業務の適切性・効率性を評価する。 2. 年度リスクアセスにおいて重要と判定された各種業務におけるリスク低減策の検証と検証結果に基づく改善の促進を図る。										
監査員	《主査》草薙 慎吾 《メンバー》稲垣 剛 香取 吾郎										
監査項目別評価	監査項目	全社共通項目								固有業務	
		内部管理		コンプライアンス		現物管理		情報セキュリティ管理			
	項目別評価(上記評価基準)	B		B		B		D		A	
	リスク度	指摘	提言	指摘	提言	指摘	提言	指摘	提言	指摘	提言
	高	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
中	1	1	0	1	0	1	2	0	0	0	
低	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	
合計	1	1	1	1	0	1	2	1	0	0	
内部管理態勢の評価基準： A 適切かつ有効 B 概ね適切かつ有効 C 適切性、有効性が不十分 D 不適切又は有効に機能せず											

【指摘・提言】

項目	種類	指摘・検討依頼の内容	レベル
内部管理	提言事項	各課長決裁印の管理方法が課によってバラバラ。統一を検討のこと	(中)
	指摘事項	売上伝票の一部について課長承認が事後承認となっている物がある	(中)
コンプライアンス	指摘事項	特定の営業課の調査書提出の遅れにより、2年連続で公正取引委員会に対する独禁法調査の提出期限が守られていない。	(低)
	提言事項	公務員の腐敗行為防止法に関する教育がここ3年実施されていない。	(中)
現物管理	提言事項	営業倉庫により報告書の書式が統一されておらず基準日もバラバラ。委託先に対し統一的なガイドラインを示しては(他場所で実施済)	(中)
情報セキュリティ管理	指摘事項	販売管理システムに対するアクセス権の棚卸が行われていない。	(中)
	指摘事項	上記システムはメンバー共通パスワードの為、定期的に変更されていない	(中)
	提言事項	上記システム更新の際は個人毎のパスワード管理に変更を検討のこと	(低)

【評価】

監査対象部署は、支社長以下要員50名、国内最小規模の営業拠点である。支社は管理業務を担当する「支社総務部」と各営業ユニットの営業担当で構成される「支社営業部」の2部から成る。平成23年1月の組織改定で支社にあった各事業部の窓口5営業グループが統合され、支社営業部の傘下、3つの課(1課:鉄鋼・機械、2課:エネルギー・電子、3課:食品)に再編成された。

(指摘事項と改善点)

前年度監査時は各課長が新任間もない事もあって、営業部としての運営方針・目標が明確に定まっておらず、また上席者の管理手順も確立されていなかった。今回の支社監査では、前回の指摘事項について概ね改善が見られたが、官庁提出書類の遅れ、各営業ユニットに分かれていた担当業務を統合した事による情報システムセキュリティ上の不具合や、決裁印の管理方法が支社として統一されていない等の状況が見られる。改善を図られたい。

※本文書の社外への開示には監査部長の承認を要する。